

教員の「わいせつ行為」に関する統計的再分析 — 学校種間の発生率の検討 —

森脇 正博 *・榊原 禎宏

A Re-analysis of Obscenity Perpetrated by Teachers as Social Deviance:
With an Investigation on the Differences between School Types

Masahiro MORIWAKI* and Yoshihiro SAKAKIBARA

Accepted December 18, 2017

抄録：本報告は、精神的健康のバロメータの一つである逸脱行動のうち、性的逸脱を取り上げ、教員による法的意味での「わいせつ行為」が社会全体のそれより多く生じているか否か、また学校種間の発生率に違いがあるかについて、2000～2015年度の16年間を対象に再分析した。その結果、教員による同行為の発生率は継続的に高いと判断される。なかでも、性別上また学校種別上の偏りが認められることから、人格的行為でもある教育労働のありようをさらに考察すべきである。

索引語：教員、わいせつ、精神的健康、社会的逸脱、教育労働

Abstract: The goal of this paper is to analyze the sexual deviance of teachers as a mental health issue. We further examine the findings of a study by The Ministry of Education and National Police to include incidences between the years 2000 and 2015, as well as to compare the original findings with statistics from those years.

After analyzing the data-introduced by The Ministry of Education and National Police Agency, and comparing it to the data from 2000-2015, we see that the rate of offences by teachers is steadily rising. Moreover, these offences appear to be committed at a much higher rate by men. Our comparison also shows that these offences are most often at the junior and high school levels.

Based on these findings, We believe the discussion must also include characteristics of educational labor in the schools and how those processes protect or endanger pupils and students.

Key Words: teacher, sexual deviance, mental health, criminal acts of indecency, educational labor

* 京都教育大学附属京都小中学校

1. 問題

インターネットを通じた情報の収集と伝達そしてお喋りが、従来にない速さでなされる中、教員による「わいせつ」行為に関する情報も氾濫しており、懸念と好奇心あるいは「公務員バッシング」から、すなわち、教員の過重労働も背景にした社会的逸脱の問題として、あるいは教員の職業的威信とのギャップに興味を抱く風潮も相まって、衆目を集め続けている。

たとえば、2017年7月下旬から8月上旬の約2週間で、少なくとも7つの事案が報じられた。①「東京都教育委員会は、電車内で隣に座った男性に痴漢行為をしたとして、都立高校の男性教諭（53）を停職6カ月の懲戒処分にした。『一緒に酒を飲みたくて触ってしまった』などと説明したという。」（産経ニュース、20170727、一部改変、以下同様）、②「南魚沼署と県警少年課は、県立高校教諭（35）を県青少年健全育成条例違反の疑いで逮捕した。18歳未満であることを知りながら女子高校生とみだらな行為をしたとしている。」（産経新聞、20170729）、③「10代女子にわいせつな行為をしたとして、石川県警はいしかわ子ども総合条例違反容疑で、市立中学校教諭（27）を逮捕した。少年課によると、容疑を認めているという。」（時事通信、20170801）、④「自分の学校の生徒や児童に、わいせつな行為をしたなどとして、千葉県教育委員会は教員2人を懲戒免職処分とした。うち一人は、部活で指導する女子生徒にキスをするなど、わいせつ行為をしたということで、『メールや電話でやりとりをするうちに、恋愛感情を抱いてしまった』などと話しているという。」（FNNニュース、20170802）、⑤「沖縄県警は、沖縄本島南部の中学校に通う教え子の男子生徒にみだらな行為をしたとして、児童福祉法違反の疑いで本島中部に住む公立中学校の30代の教諭の男を逮捕した。調べに「間違いありません」と容疑を認めているという。」（沖縄タイムスプラス、20170804）、⑥「和歌山市立中学校で女子生徒の体を触ったとして、50代の教諭の男が県青少年健全育成条例違反（わいせつ行為の禁止）の罪で起訴された事件、教諭を懲戒免職処分とした。『触りたい気持ちが強かったので触った』と話しているという。」（産経ニュース、20170805）、⑦「愛知県教育委員会は、勤務先の女儿にわいせつな行為をしたとして、市立小学校の男性講師（30）を懲戒免職とした。講師は、埼玉県の小学校に勤務時に児童の裸の画像をパソコンで送ったとして逮捕され、その後処分されたが、名前を変えて採用されていた。」（産経WEST、20170808）これらを見る限り、「わいせつ行為」の発生頻度は決して低いと言えず、教員の社会的信用と教員自身の自尊心の低下が、強く憂慮される。

これまで、榊原（2010）、榊原・森脇（2012）において、次のことを明らかにしてきた。

①教員による「わいせつ行為」¹⁾の発生率は、2000～2009年度について見た場合、日本全体での当該行為の発生率と比べて1%水準で有意差が認められ、それは1.2倍から1.8倍に及ぶ。また、この10年間の平均は1.5倍である。

②2008、2009年度の場合、中学校教員による「わいせつ行為」の発生率は、小学校教員のそれのおよそ1.9倍である。

数日に一つの事案がインターネット上で散見される現在、この傾向は今なお継続しているだろうか。また、教員の勤務する学校種による違いをさらに見出すことはできるのだろうか。本報告は、この二点を課題に以下の作業を行った。

2. 対象と方法

ここでは、2000年度から現在もっとも新しい数値が公表されている2015年度までの16年間について、先行研究と同様、教員の「わいせつ行為等」のうち、違法性をもつ性的犯罪を理由とする事案の発生率を推定し、日本全体での同平均と比較する方法をとった。具体的には、次の対象と方法によって作業を進めた。この手続きの詳細は、榊原（2010）および榊原・森脇（2012）に明示されているので、以下、部分的に略記する。

①使用したデータは、文部科学省初等中等教育企画課「教育職員に係る懲戒処分等の状況について」（各年度版）、ならびに警察庁「〇年の犯罪情勢」（各年版）である。

ここで対象となる教員は、当該年度の「学校基本調査報告書」における公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（2006年以前は、盲・聾・養護学校）の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、（2007年以前は校長、教頭のみ）教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、寄宿舎指導員及び実習助手（本務者）である。そのため、幼稚園教諭や専修学校等の教員は含まず、私立および国立大学法人立学校の教員も対象としていない。

ただし、本務者の男女各総数は、「学校基本調査報告書」では国立・公立・私立の本務者に対する総数となっているため、各年度における公立学校の本務者の割合で補正²⁾した。また、前者の報告書は4月から翌年3月、後者は1月から12月と時期が異なるが、いずれもすべての月を含むため、比較可能なデータとして扱った。以下、年度と表記し統一する。

②本報告では、教員の懲戒処分等の状況調査における「わいせつ行為等」の定義に準じ、次のものを法的意味で問われる「わいせつ行為」と推定した。

- ・刑法に定める「強姦」「強制わいせつ」「公然わいせつ」「わいせつ物頒布等」
- ・児童福祉法に定める「淫行させる行為」
- ・児童買春・児童ポルノ禁止法に定める「児童買春等」「児童ポルノ製造等」
- ・長野県を除く³⁾全都府県および北海道地区に関してはいくつかの市ごとにおける青少年保護育成条例に定める「みだらな性行為等」

③女性のスカート内をデジタルカメラで撮影（山口県小学校教諭、2017年7月）勤務校の女子トイレに忍び込み同僚の女性教諭を動画撮影（大阪府中学校教諭、2017年8月）と頻繁に事案が報告されるように、教員による「盗撮・のぞき」行為による懲戒処分は2012年度以降、文部科学省の区分による「わいせつ行為等の態様」の全体数に対し、20%前後で推移している。

当然ながらこれらの数値を含めて検討したいが、迷惑防止条例違反による盗撮やのぞきについて、警察庁の統計にはこれらに該当するものがなく、事案数を明らかにできない。そのため、現在は統計的に扱えず、本報告でも「わいせつ行為」に含めない。ただし、「裸体・下着姿の撮影（盗撮を除く）」は、刑法の公然わいせつに該当すると見なした。

また、水着泥棒や下着泥棒などについては、「わいせつ行為」として報道されることもあるが、刑法上は窃盗罪（未遂を含む）に当てはまるため、ここでは除いている。教員の懲戒処分等の状況調査においても、これらは「その他」の項目に該当するため、分析上の整合性を担保できている。

さらに、「会話などにおける性的いやがらせ（セクシュアル・ハラスメント）」については、地方公務員法上の「信用失墜行為」等に該当し懲戒処分の対象となるが、法的には「わいせつ行為」と見なせないで含めない。ただし、「文書・画像等（メール等を含む）による性的いやがらせ」、「わいせつなビデオ・DVD の販売・頒布等」については、刑法のわいせつ物頒布等に該当すると判断している。

以上を踏まえて、本報告における教員の「わいせつ行為」の基準等に関して整理したものが、表 1 である。

表 1 文部科学省の区分による「わいせつ行為等の態様」と関連する違法行為等

わいせつ行為等の態様	人数 (2015 年度) の場合	関係する違法行為等	本報告での 「わいせつ行為」 に該当
体に触る	68 人	強制わいせつ等	○
性交	40 人	強姦，淫行させる行為児童買春，みだらな性行為等	○
盗撮・のぞき	49 人	迷惑防止条例違反等	×
接吻	19 人	強制わいせつ等	○
会話などにおける性的いやがらせ	11 人		×
痴漢行為	4 人	強制わいせつ等	○
陰部等の露出	6 人	公然わいせつ等	○
文書・画像等による性的いやがらせ	12 人	わいせつ物頒布等 児童ポルノ等	○
わいせつなビデオ・DVD の販売・頒布等	2 人	わいせつ物頒布等 児童ポルノ等	○
裸体・下着姿の撮影（盗撮を除く）	4 人	児童ポルノ等	○
その他	9 人		×
合計	224 人		
うち「わいせつ行為」に該当する合計	155 人		

④犯罪は認知件数，検挙件数，検挙人員に分けられるが，ここでは懲戒処分を受けた教員との比較を行うことから，警察において検挙した事件の被疑者数を示す検挙人員を対象とし，懲戒処分を受けた教員数と対比させる。ただし，対象となる教員数に，監督責任により懲戒処分を受けた者の人数は含めていない。これらの実数は，表 2 のとおりである。

表 2 各年度における「わいせつ行為等」の実数（検挙人員）

年度	強姦	強制わいせつ	公然わいせつ	わいせつ物 頒布等	淫行させる行為 (児童福祉法)	児童買春 (児童買春・ 児童ポルノ 禁止法違反)	みだらな 性行為等 (青少年保護 育成条例)	同左による 検挙人員 (合計)
2000	1486	2286	1179	742	251	777	1334	8055
2001	1277	2236	1261	592	345	1026	1265	8002
2002	1355	2130	1371	483	395	1366	1291	8391
2003	1342	2273	1456	432	455	1374	1281	8613
2004	1107	2225	1451	590	513	1232	1211	8329
2005	1074	2286	1502	814	437	1336	1268	8717
2006	1058	2254	1715	913	392	1490	1434	9256
2007	1013	2240	1618	892	337	1361	1448	8909
2008	951	2219	1613	857	388	1272	1383	8683
2009	918	2129	1626	820	321	1515	1232	8561
2010	803	2189	1727	805	290	1627	1216	8657
2011	768	2217	1700	1061	332	1678	1077	8833
2012	858	2451	1745	1132	313	1847	965	9311
2013	937	2487	1662	896	332	1893	1067	9274
2014	919	2602	1554	787	319	1967	1045	9193
2015	933	2644	1491	757	309	2113	979	9226

⑤警察庁「〇年の犯罪情勢」において、「強姦」と「わいせつ（強制・公然・頒布等）」については、5歳区分の細かな年齢別具体的人数が示されていること、また、その2つの行為が、わいせつ行為に該当する割合の7割前後を占めることから、23歳以上60歳以下のそれぞれの行為に対する人数を推計するために、次の作業を行った。

すると、2000年度から2015年度における23歳以上60歳以下の「強姦」の推計割合と、同年度同歳における「わいせつ」の推計割合の平均⁴⁾は、78.19%（2006年度）から71.64%（2015年度）と開きがあったため、年度ごとに各割合を他のわいせつ行為の発生率とみなし、推計人数を算出⁵⁾した。なお、これらの推計値は表3のとおりである。

表3 各年度における23歳以上60歳以下の「わいせつ行為等」の検挙人員（推計値）

各年度における「わいせつ行為等」の検挙人員（推計値）（23歳以上60歳以下）								
年度	強姦	強制わいせつ	公然わいせつ	わいせつ物頒布等	淫行させる行為 (児童福祉法)	児童買春 (児童買春・ 児童ポルノ 禁止法違反)	みだらな 性行為等 (青少年保護 育成条例)	同左による 検挙人員 (合計)
2000	1084	1669	861	542	183	567	974	5880
2001	953	1669	941	442	258	766	944	5973
2002	1012	1591	1024	361	295	1020	964	6267
2003	997	1689	1082	321	338	1021	952	6400
2004	844	1697	1107	450	391	940	924	6353
2005	829	1765	1160	628	337	1032	979	6730
2006	827	1762	1341	714	307	1165	1121	7237
2007	778	1721	1243	685	259	1046	1112	6844
2008	720	1679	1221	649	294	963	1047	6573
2009	693	1608	1228	619	242	1144	931	6465
2010	597	1627	1284	598	216	1210	904	6436
2011	575	1660	1273	794	249	1256	806	6613
2012	624	1784	1270	824	228	1344	702	6776
2013	684	1815	1213	654	242	1382	779	6769
2014	672	1903	1136	576	233	1438	764	6722
2015	668	1894	1068	542	221	1514	701	6608

⑥先行研究と同様、より教員の年齢区分に接近させるために、総務省統計局の「人口推計」にもとづき、2000年から2015年までの年度ごとにおける23歳以上60歳以下の人口を算出した。なお、これらの実数は表4のとおりである。（ただし、2000年と2005年は国勢調査にもとづいており、年齢不詳人数がそれぞれおよそ22.8万人、48.2万人いるため、前後年度の人口に誤差が生じていると推察される）

表4 各年度における23歳以上60歳以下の人口一覧

年度	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
人数	67721751	67868000	67546000	67258000	66892000	66055069	66192000	66174000

年度	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
人数	65301000	64232000	63797000	62835000	61987000	61310000	60736000	60614000

⑦教員による「わいせつ行為等」の具体的状況の調査は、2004年度から（教育委員会月報 No673, p.3）である。しかしながら、2004年度は複数回答である点、さらに年度ごと若干の項目変更もあるため、

2015 年度における「わいせつ行為等の態様」の区分に合わせて、データの方を次のように処理した。

すなわち、2005 ～ 2015 年度間の処分を受けた者のうち、③の基準にしたがい、年度ごとに割合を算出したところ 22.54% ～ 30.80% となった。そのため、2004 年度以前に限っては、直近の 11 年間の平均値である 25.79% がここで扱う違法行為に含まれないと見なし、「わいせつ行為」に関与した教員数を推計した。

3. 結果

これらの作業の結果が、次の図表の通りである。

まず表 5 は、教員の被処分者数と在職者数に対する割合、また、2 の③で述べた 3 つの事項を除いた「わいせつ行為」該当者数と同割合を算出したものである。その率は、0.0101% ～ 0.0172% となった。これは、およそ 5800 人から 9700 人に一人という割合である。ここでは、同値を教員の発生率と称する。

表 5 教員の「わいせつ行為」による処分状況とその割合

年度	被処分者数	「わいせつ行為」該当者数	在職者数	被処分者の割合 (%)	同左中違法行為の「わいせつ行為」に該当 (%)
2000	141	105	908403	0.015528	0.011559
2001	122	91	905304	0.013476	0.010052
2002	175	130	904384	0.019350	0.014374
2003	196	146	903681	0.021689	0.016156
2004	168	125	900590	0.018654	0.013880
2005	142	110	898364	0.015807	0.012244
2006	189	144	896600	0.021080	0.016061
2007	164	121	896266	0.018298	0.013500
2008	176	136	896047	0.019642	0.015178
2009	153	116	897250	0.017052	0.012923
2010	167	126	899503	0.018566	0.014001
2011	170	126	901572	0.018856	0.013976
2012	187	137	902353	0.020724	0.015183
2013	205	150	900530	0.022764	0.016657
2014	205	145	900197	0.022773	0.016108
2015	224	155	901554	0.024846	0.017193

※ただし、2010 年度は「わいせつ行為等」のうち 8 人が不明と公表されているため、参考値扱いである。

これに対し、表 6 では、日本全体の 23 歳以上 60 歳以下の人口比率における当該行為の検挙人員および、これが占める割合を挙げた。

表 6 各年度における「わいせつ行為等」の検挙人員（推計値）（23 歳以上 60 歳以下）

年度	強姦	強制わいせつ	公然わいせつ	わいせつ物頒布等	淫行させる行為 (児童福祉法)	児童買春 (児童買春・児童ポルノ 禁止法違反)	みだらな 性行為等 (青少年保護 育成条例)	同左による 検挙人員 (合計)	23 歳以上 60 歳以下 人口における 発生率
2000	1084	1669	861	542	183	567	974	5880	0.008683
2001	953	1669	941	442	258	766	944	5973	0.008801
2002	1012	1591	1024	361	295	1020	964	6267	0.009278
2003	997	1689	1082	321	338	1021	952	6400	0.009516
2004	844	1697	1107	450	391	940	924	6353	0.009497
2005	829	1765	1160	628	337	1032	979	6730	0.010188
2006	827	1762	1341	714	307	1165	1121	7237	0.010933
2007	778	1721	1243	685	259	1046	1112	6844	0.010342
2008	720	1679	1221	649	294	963	1047	6573	0.010066
2009	693	1608	1228	619	242	1144	931	6465	0.010065
2010	597	1627	1284	598	216	1210	904	6436	0.010088
2011	575	1660	1273	794	249	1256	806	6613	0.010524
2012	624	1784	1270	824	228	1344	702	6776	0.010931
2013	684	1815	1213	654	242	1382	779	6769	0.011041
2014	672	1903	1136	576	233	1438	764	6722	0.011068
2015	668	1894	1068	542	221	1514	701	6608	0.010902

すると、この年齢における当該行為の検挙人員の割合は、0.00868%～0.01107%となった。これは、およそ 9000 人から 11500 人に一人という割合である。ここでは、同値を全国が発生率と呼ぶ。

これらに対して、異なるサンプル間におけるカイ二乗検定を行った。その結果、カイ二乗値は、2001 年（検定値 1.59）と 2005 年（検定値 3.67）以外は、1%水準で有意な 6.63 を上回っている。もっともこの 2 年においては、5%水準で有意な 3.84 を上回っておらず、有意差が認められない。しかしながら、調査したほぼすべての年度について、教員の発生率は全国が発生率と等しいとは見なせず、有意差が認められると判断できる。

なお、性的犯罪の圧倒的多数は男性であることから、各サンプルの性差についても検討しておく。文部科学省「学校基本調査報告書」によれば、2000 年度から 2015 年度にかけて、公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の本務教員のうち、男性の占める割合は 52.22%から 48.95%と減少傾向にあり、その平均は 50.29%である。一方、総務省統計局のデータによると、年度により非常に僅かな変化はあるものの、日本の総人口に男性が占める割合は 50.40%である。このことから、両者の性的構成は、ほぼ同様と見なしてよい。

そして、表 7 は「教員の発生率」と「全国が発生率」を比較したものである。ここから、いずれの年度においても、教員による「わいせつ行為」の発生率が高く、「全国が発生率」を 100 とした場合、最も少ない年度で 114.21（2001 年度）、最も多い年度で 169.79（2003 年度）である。また 16 年間の平均は 141.23 となった。

表 7 「わいせつ行為」の発生率の比較

年度	教員の発生率 (A)	全国の発生率 (B)	A/B*100
2000	0.011559	0.008683	133.13
2001	0.010052	0.008801	114.21
2002	0.014374	0.009278	154.93
2003	0.016156	0.009516	169.79
2004	0.013880	0.009497	146.14
2005	0.012244	0.010188	120.18
2006	0.016061	0.010933	146.90
2007	0.013500	0.010342	130.53
2008	0.015178	0.010066	150.79
2009	0.012928	0.010065	128.45
2010	0.014008	0.010088	138.85
2011	0.013976	0.010524	132.79
2012	0.015183	0.010931	138.89
2013	0.016657	0.011041	150.87
2014	0.016108	0.011068	145.54
2015	0.017193	0.010902	157.70
16 年間の平均値			141.23

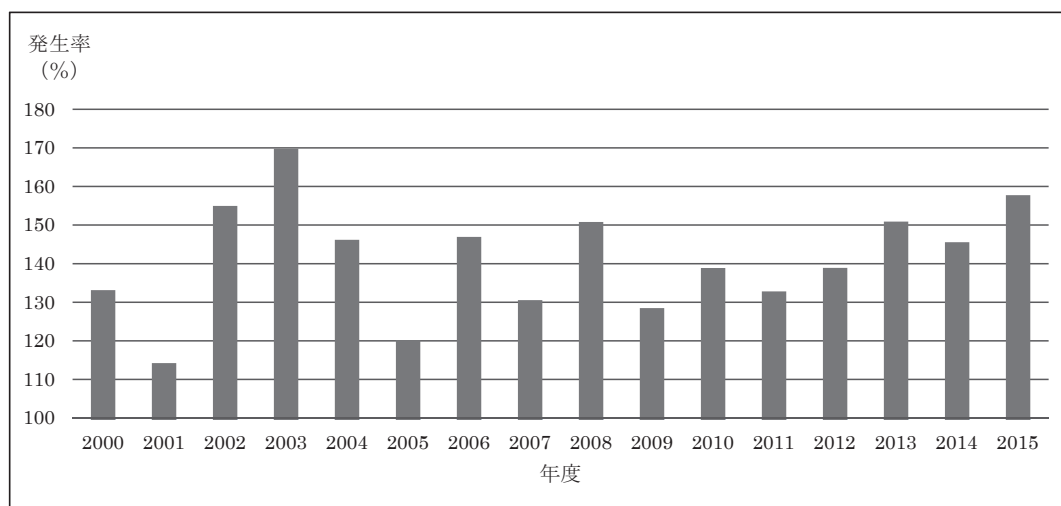


図 1 全体を 100 としたときの教員による「わいせつ行為」の発生率の推移

このことから、2000 年度より 16 年間を統計的に改めて分析した結果、次のことを確認できる。

- ①教員による違法行為としての「わいせつ行為」の発生水準は、全国の 23 歳以上 60 歳以下人口と比べて、高い状況が継続している。
- ②その比率は、全国の発生率に対して教員はおよそ 1.15 倍から 1.7 倍、16 年間の平均は約 1.4 倍であり、年度に関係なく教員の発生率が高い。とくにここ 3 年間においては、およそ 5 割高い状況にある。

さらに、教員の懲戒処分等の状況調査において、男女の区分が公表された 2005 年度以降、男女別の人数が曖昧な 2010 年度⁶⁾を除く 10 年間を対象に、教員の発生率を学校種ごとに算出した。表 8 は、その被処分者数の性別である。

そして表 9 として、この男女比をもとに、被処分男性教員数を推計し、表 5 と合わせ懲戒処分等の状況調査における人数をもとに「わいせつ行為等」の発生率を校種ごとに算出⁷⁾した。また同時に、それらの数値をグラフ化した。それが、図 2 である。ただし、中等教育学校においては、学校数ならびに被処分者数が非常に少ないため、今回は対象から除外している。

表 8 各年度の被処分者数の性別

年度	男性	女性	年度	男性	女性
2005	141	1	2011	169	1
2006	188	1	2012	185	2
2007	162	2	2013	205	0
2008	171	5	2014	201	4
2009	152	1	2015	223	1

表 9 推定男性教員数に対する「わいせつ行為等」の発生率比較

年度	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
2005	0.023	0.034	0.037	0.027
2006	0.024	0.054	0.051	0.030
2007	0.029	0.040	0.043	0.022
2008	0.021	0.046	0.049	0.046
2009	0.025	0.041	0.036	0.042
2011	0.028	0.039	0.049	0.041
2012	0.032	0.043	0.054	0.030
2013	0.034	0.059	0.049	0.040
2014	0.032	0.049	0.060	0.042
2015	0.032	0.054	0.069	0.058

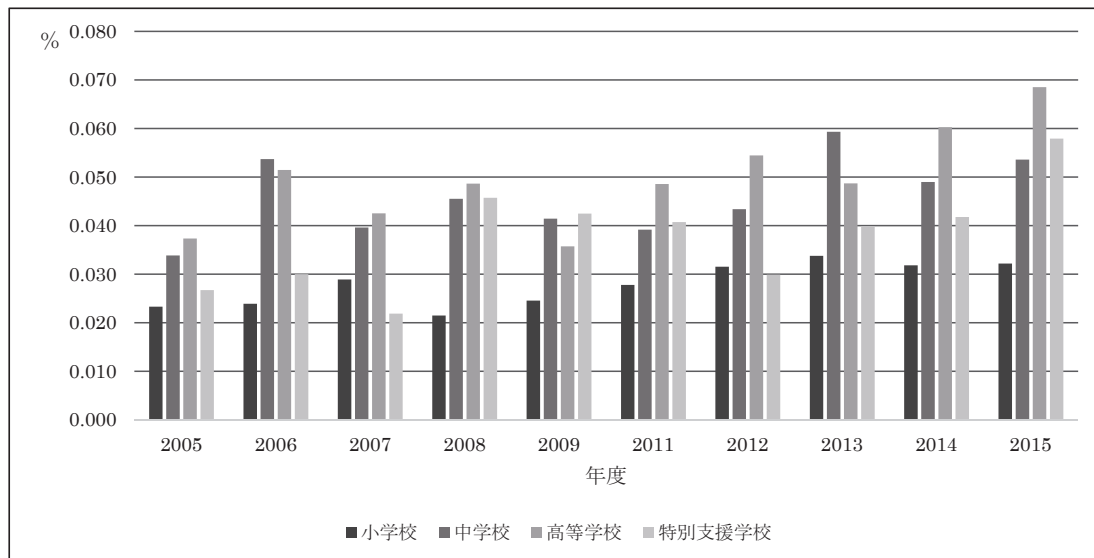


図2 男性に限って見た「わいせつ行為等」の発生率の学校種別

これらから、小学校の男性教員による発生率は10年間の平均で、0.0279%であることがわかる。これは約3580人に一人の割合である。同様に、中学校教員の同率は平均0.0459%、およそ2180人に一人、高等学校教員の同率は平均0.0496%で、およそ2020人に一人、特別支援学校教員の同率は平均0.0377%、約2650人に一人であった。

つまり、当該期間の場合、小学校の男性教員に対する、中学校、高等学校、特別支援学校の男性教員による発生率は、およそ1.64倍、1.77倍、1.35倍になる。

4. 結論

以上から、つぎのことを結論づけられる。

- ①対象とした16年間の教員による「わいせつ行為」の発生率は、推計される該当年齢人口における全国での発生率を、すべての年度において上回る。
- ②それは、統計的有意差がほぼすべてで認められるほどの明確な違いであり、平均は1.4倍である。
- ③素集計の段階ではあるが、学校種による発生率の違いが継続的かつ明瞭にうかがわれ、とりわけ中学校・高等学校において高いことが認められる。

これらを踏まえて、議論すべき点を以下に示したい。

- ①「わいせつ行為」は社会的逸脱の一つであるから、この背景を内的のみならず外的に帰属させる可能性を残す必要がある。すなわち、教員の働き方とこの行為との関連である。すなわち、学校は児童・生徒にとっての場であると同時に、教員の労働現場でもあり、その環境を整備、管理あるいは支援することは学校行政・経営の重要な眼目となる。

にもかかわらず、「働き方改革」が叫ばれる一方で過労死しかねないほどの長時間労働は、とくに中学校・高校において慢性化している。たとえば、過重労働が疾病の要因となることについては

多くの研究があり、仮にそれが社会的逸脱にも繋がっているとするならば、健康に働き続けることのできる職場づくりは、学校についても焦眉の課題である。これに対して制度や仕組みはどのように関わるができるだろうか。

- ②教員の労働は多岐に及ぶけれど、人格的行為として教育活動という面から、感情労働の性格を強く帯びている。これは、個業的な業務遂行やときに不合理な自身の信念と相まって、自己言及されにくい、つまり相対的な認知が抑制された状況をも導く。こうした、教育労働において勘違い、思い込みや決めつけが起こりやすいのは、認知より感情が優位しがちなためとも説明できるだろう。

たとえば、部活動などでの指導が教員の思い通りにいった、自分の思いが通じた、それは生徒が教員を信用している、中学生、高校生と大人に近づいているそれなりに「一人前」の人間が教員に好意を持っていることの証だと、自分流の解釈をしてしまいがちなため、とモデル化できるのではないだろうか。

そして、これらをいっそう加速させるのが、部活動などにおける閉鎖的な人間関係、SNSなどの時間・空間的条件を制約しないコミュニケーションツール、呼称などに見られる恣意的な距離感だと想定すれば、これらに対する教員の所作が問われる。

- ③盗撮については、比較上扱えないためにこれまで対象から除いている。しかしながら、これは文部科学省の定義にもとづく「わいせつ行為等」の約2割を占めており、事案数の増大も近年見られることから、教員の社会的逸脱がより深刻な可能性がある。地域を限定した比較など分析方法の検討と合わせて、この行為も議論の俎上に載せるべきである。

註

- 1) ここでは、①刑法に定める「強姦」「強制わいせつ」「準強制わいせつ」「公然わいせつ」「わいせつ物頒布等」、②児童福祉法に定める「淫行させる行為」、③児童買春・児童ポルノ禁止法違反に定める「児童買春」、④都道府県と市町村の定める青少年育成条例にある「みだらな性行為等」（いわゆる淫行条例に関するもの）、と定義する。
- 2) (男性総数) × (公立における本務者数) / (本務者数) で年度ごとに補正している。女性総数に関しても同様である。
- 3) 長野県は2016年7月に「みだらな性行為等」を罰する青少年保護育成条例を議会で可決したが、本報告では対象年に該当しないため除いている。
- 4) 年度ごとに、(23歳以上60歳以下の「強姦」における検挙人員の実数) / (「強姦」における検挙人員) と、(同歳の「わいせつ」における検挙人員の実数) / (「わいせつ」における検挙人員) を行い、平均値を算出した。
- 5) 年度ごとに算出した、23歳以上60歳以下の「強姦」と「わいせつ」の推計割合の平均値を、「淫行させる行為」、「児童買春」、「みだらな性行為等」にもそれぞれ適用し、人数を推計した。
- 6) 被処分者の性別調査において7人の無回答があるため。
- 7) たとえば、2005年度であれば、小学校教員の「わいせつ行為」該当者数は36人であるが、男女比をもとに推計すると、被処分男性教員数は35.746人となる。これをもとに、該当年度の男性教員数153277人における発生率を算出した。同様に、各年度各校種別に推計した。

引用・関連文献

- 池谷孝司（2014）『スクールセクハラなぜ教師のわいせつ犯罪は繰り返されるのか』幻冬舎
- 岩崎健二（2007）「長時間労働と健康問題－研究の到達点と今後の課題」『日本労働研究雑誌』575, pp.39-48
- 警察庁「犯罪統計」（各年版）
- 神戸新聞社会部編（2003）『学校の力 ひょうご・教育最前線』神戸新聞総合出版センター
- 榊原禎宏（2010）「教員の精神的健康に関する一考察－教員による『わいせつ行為』は多いか」『京都教育大学紀要』116, pp.1-7
- 榊原禎宏・森脇正博（2012）「教員は健康に働いているか－教員の『わいせつ行為』に関する追試的研究」『京都教育大学紀要』120, pp.1-10
- 榊原禎宏（2012）「教員の労働環境としての学校」『日本教育行政学会年報・38』pp.35-49
- 総務省統計局「人口推計」（各年版）
- 文部科学省（2005）「公立学校教職員の人事行政の状況調査について」『教育委員会月報』No.673
- 文部科学省「教育職員に係る懲戒処分等の状況について」（各年度版）
- 文部科学省「学校基本調査」（各年度版）

附記、本論文は榊原が構想し、森脇がデータの算出と整理を担った上で、検討と議論を重ね、次のように執筆を分担した。1, 4－榊原, 2, 3－森脇。

